

さぬき市思いやり型返礼品プロジェクト実施要領

1 趣旨

本市のまちづくり寄附において、寄附を行うことが社会貢献につながる仕組みとして、寄附者の応援したいと思う事業の実施者に対して市から応援金を贈ることを当該寄附者に対する返礼品と位置付ける、協賛型の思いやり型返礼品プロジェクトを実施する。

2 用語

この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 応援金 まちづくり寄附の返礼品として、寄附者の選択に基づき、市から応援事業の実施者に対して支給する給付金をいう。
- (2) 応援事業 応援金の支給の対象として認定を受けた事業をいう。

3 応援事業の提案及び認定

2(2)の認定を受けようとする事業（以下「提案事業」という。）の実施者（以下「提案者」という。）は、当該提案事業を市長に提案し、応援事業の認定を受けなければならない。

4 提案事業及び提案者の要件

- (1) 提案事業は、提案者が市内で実施する事業に限るものとする。
- (2) 提案者は、さぬき市まちづくり寄附返礼品事業実施要綱（平成27年さぬき市告示第111号。以下「返礼品要綱」という。）第3条第1項に規定する要件を満たす事業者とする。この場合において、同項第4号の市長が別に指示する要件は、次に掲げるものとする。
 - ア 事業計画に基づき、事業を確実に実施することが見込まれるものであること。
 - イ 提案者が法人の場合で、主にさぬき市の出身者で構成される市外の団体であるときは、さぬき市の公益に寄与するものであること。
 - ウ 提案者が法人格を持たない任意団体である場合は、市内に活動拠点を有するものであること。
 - エ 提案者が法人格を持たない任意団体である場合は、代表者に市税の滞納がないこと。

5 提案の方法

提案者は、提案事業について、思いやり型返礼品プロジェクト提案書（様式第

1号。以下「提案書」という。)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 提案者概要書(様式第1号付表1)
- (2) 事業計画書(様式第1号付表2)
- (3) 要望額調書(様式第1号付表3)
- (4) 誓約書(様式第1号付表4)
- (5) その他市長が必要と認める書類

6 受付期間

提案事業の提案は、随時受け付ける。

7 認定の要件

応援事業の認定の要件は、提案事業が次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 社会貢献につながる事業であること。
- (2) さぬき市総合計画に掲げるまちづくりの基本理念及び基本目標の実現に寄与すると認められる事業であること。
- (3) 特定の政党の利害に係る活動を伴うものでないこと。
- (4) 特定の宗教、宗派、教団等を支援する活動を伴うものでないこと。
- (5) 前2号に掲げるもののほか、応援事業として市長が適当でないと認めるものでないこと。

8 認定の期間

応援事業の認定の期間は、認定された日の属する年度の初日から起算して3年間とする。ただし、認定期間満了後の再度の認定を妨げない。

9 審査

- (1) 応援事業の認定の可否は、さぬき市まちづくり寄附推進本部設置要綱(令和2年さぬき市告示第173号)に定めるまちづくり寄附推進本部(以下「本部」という。)が審査し、決定する。
- (2) 審査は、5の規定により提出された提案書その他の書類に基づき、提案事業及び提案者の4及び7に規定する要件への該当性の観点から行うものとする。ただし、本部が審査に必要と認める場合は、提案者その他提案事業の関係者から意見を聴き、又はこれらの者に対し資料の提出を求めることができる。
- (3) 審査の方法の詳細は、本部が別に定める。

1 0 応援事業の認定数

応援事業の認定は、同一の機関において一提案者につき3事業までとする。

1 1 審査結果の通知

市長は、応援事業の認定の可否を決定したときは、思いやり型返礼品プロジェクト認定承認書（様式第2号）により速やかにその旨を提案者に通知するものとする。

1 2 寄附の受付の開始及び停止

(1) 市長は、応援事業を認定したときは、速やかに当該応援事業に係る寄附の受付を開始するものとする。

(2) 市長は、次のアからウまでのいずれかに該当する場合は、当該応援事業に係る寄附の受付を停止することができる。

ア 応援事業の実施者（以下「事業実施者」という。）から事業中止等の申し入れがあったとき。

イ 偽りその他不正の手段により認定を受けたことが明らかになったとき。

ウ 応援金の支給額の合計が、提案書に記載された応援金の目標額に達したとき。

エ その他市長が認めるとき。

1 3 応援金の額等

(1) 寄附金ごとの応援金の割合は、3割を上限として市長が定める割合とする。

(2) 応援金の支給は、提案書に記載された応援金の目標額を上限とする。

(3) 応援金の使途は、事業計画書に記載された内容に限るものとする。

1 4 応援事業の変更及び中止

(1) 事業実施者は、応援事業の内容を実施前若しくは実施中に変更し、又は中止しようとするときは、思いやり型返礼品プロジェクト認定辞退届出書（様式第3号）を、当該変更し、又は中止しようとする日の1月前までに市長に提出するものとする。ただし、市長が別に定める軽微な変更の場合を除く。

(2) 事業実施者は、応援事業の遂行が困難になった場合は、速やかに市長に報告するものとする。

1 5 実績報告

(1) 事業実施者は、認定期間中、年度ごとに市長が指定する日までに（応援事業が完了したときは、完了後速やかに）思いやり型返礼品プロジェクト実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて市長に実績を報告するものとする。

ア 事業内容報告書（様式第4号付表1）

イ 収支決算書（様式第4号付表2）

(2) 前号の規定による実績報告の内容は、公表するものとする。

16 その他

この要領に定めるもののほか、思いやり型返礼品プロジェクトの実施に関し必要な事項は、市長が別に定める